

手当制度

▼ 地域福祉課
☎ 23局35512
FAX 23局35445

田原市障害者手当

【対象】

田原市に住所があり、「身体障害者手帳」「療育手帳」「精神障害者保健福祉手帳」のいずれかを所持している方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)
【支給額】7・11・3月の25日(原則)

身体障害者手帳	
区分	支給額
1級	4,500円
2級	3,500円
3級	2,500円
4級	1,500円
5級	1,000円
6級	1,000円

療育手帳	
区分	支給額
A判定	4,500円
B判定	2,500円
C判定	1,000円

精神障害者保健福祉手帳	
区分	支給額
1級	4,500円
2級	2,500円
3級	1,000円

愛知県在宅重度障害者手当

【対象】

次のいずれかに該当する方

- 身体障害者手帳1～2級の該当者
- 療育手帳A判定(IQ35以下)の該当者
- 身体障害者手帳が3級で療育手帳がB判定(IQ50以下)の合併症者
- 施設入所者・3ヶ月以上で新たに障害者となられた方は対象外となります。

【支給月日】(申請月の翌月から支給)
【支給額】4・8・12月の25日(原則)

区分	支給額
1種	身障手帳が1～2級で、療育手帳がA判定(IQ35以下)の合併症者
2種	第1種以外の該当者

※所得により支給制限があります。
年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになります。必要書類などは受給者あてに郵送します。

障害児福祉手当

【対象】

次のすべてに該当する方

- 20歳未満で、精神または身体に重度の障害があり、日常生活で常に介護を必要とする方
- 障害を支給理由とした年金を受けている方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)
【支給額】(月額)
5・8・11・2月の10日(原則)

特別障害者手当

【対象】

次のすべてに該当する方

- 20歳以上で、精神または身体に著しく重度の障害があり、日常生活で常に特別な介護を必要とする方
- 施設に入所していない方
- 継続して3ヶ月以上の入院をしていない方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)
【支給額】(月額)
支給 4・8・11月の11日(原則)



区分	支給額
A種	身障手帳が1～2級で、療育手帳がA判定の合併症者
B種	身障手帳が1～2級の方、または療育手帳がA判定の方
C種	精神障害、血液疾患を有する方

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになります。必要書類などは受給者あてに郵送します。

特別児童扶養手当

【対象】

20歳未満で精神または身体に障害を有する児童を家庭で監護・養育している方

【支給月日】(申請月の翌月から支給)
【支給額】(月額)
支給 4・8・11月の11日(原則)

区分	支給額
A種	身障手帳が1～2級で、療育手帳がA判定の合併症者
B種	身障手帳が1～2級の方、または療育手帳がA判定の方
C種	精神障害、血液疾患を有する方

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになります。必要書類などは受給者あてに郵送します。

区分	支給額
重度	身障手帳が1～2級の児童、または療育手帳がA判定の児童
中度	身障手帳が3級および4級の一部の児童、または療育手帳がB判定の児童

※所得により支給制限があります。

年1回、8月11日から9月10日までに現況届を提出することになります。必要書類などは受給者あてに郵送します。